

## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

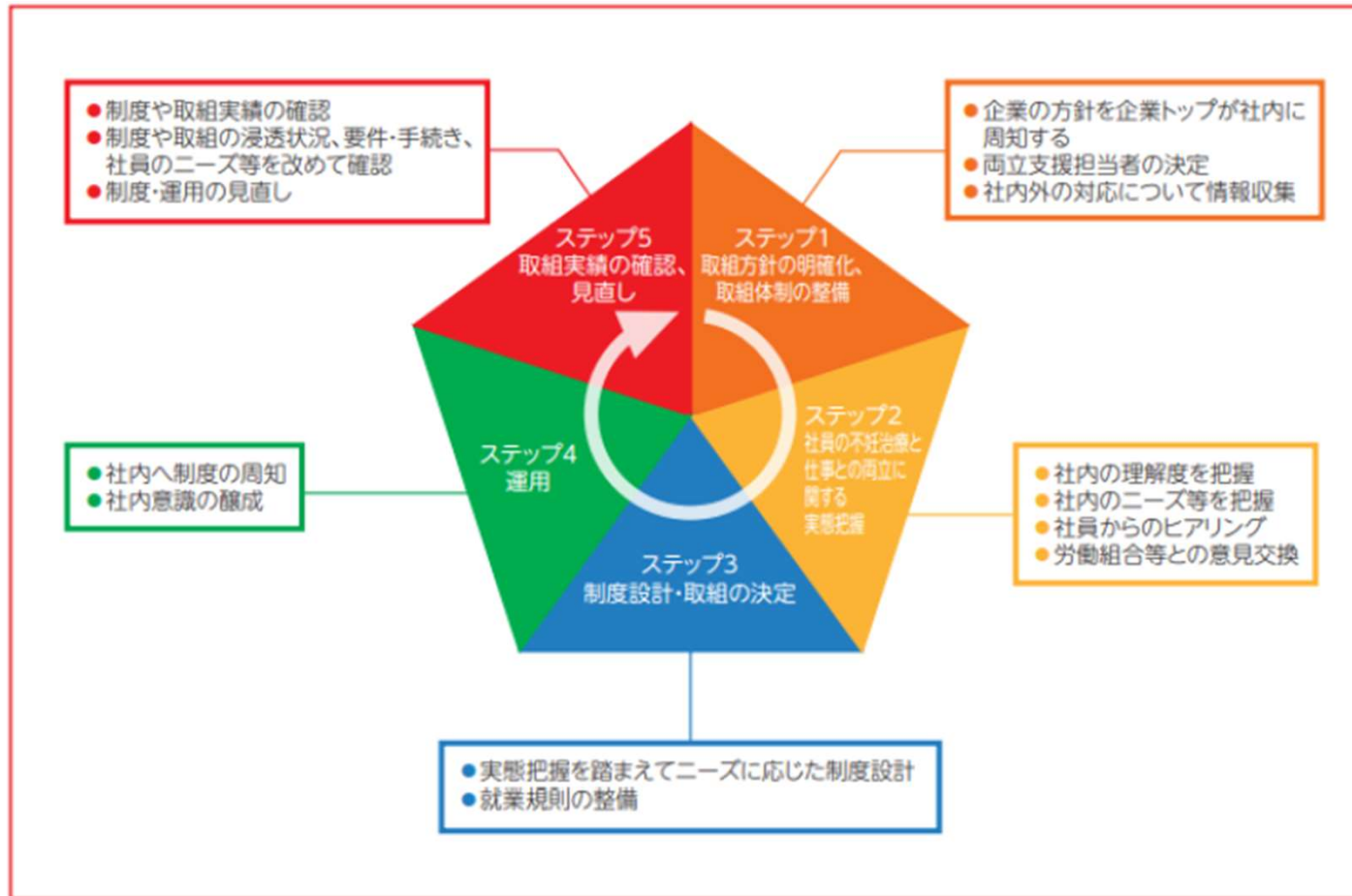
不妊治療を受けながら働き続けられる  
職場づくりのためのマニュアル



不妊治療と仕事との  
両立サポートハンドブック



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入



# 仕事と不妊治療の両立支援制度導入チェックリスト

|   | 項目                                       | ○ | × |
|---|------------------------------------------|---|---|
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に関する企業の方針を企業トップが社内に周知している。    |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立を支援する担当者(担当部門)が決まっている。        |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に関する社内のニーズ、社外の動き等を把握している。     |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に関し、利用可能な現行の社内制度について整理している。   |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に関し、社内で望まれる制度や取組について検討している。   |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に関し、利用可能な制度について社内に定期的に発信している。 |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立の推進について、社内研修等で啓発している。         |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立をしている人について、ハラスメントの防止対策を講じている。 |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に関する成果・実績や社内の評価を把握している。       |   |   |
| ✓ | 不妊治療と仕事との両立に際して生じる課題やその解決策等について、対応している。  |   |   |



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

### STEP 1 取組方針の明確化、取組体制の整備

- ✓ 不妊治療と仕事との両立に関し企業として推進する方針を企業トップが示し、講じている休暇制度・両立支援制度とともに社内に周知する。
  - ←不妊治療を受ける社員は制度を利用しやすくなる
  - ←上司や同僚のサポートを受けやすくなる
- ✓ 取組体制の整備については、まずは取組を主導する部門や担当者等を決定する。
- ✓ 取組体制は、企業の実態に応じて異なり、経営者が主導したり、人事もしくは総務部門が主導したり、プロジェクトチームを編成して主導する場合などがある。



# II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

## STEP2 社員の仕事と不妊治療の両立に関する実態把握

実態把握は、社員の不妊治療と仕事との両立支援の取組を進める上での出発点。

不妊治療についての社員の理解度やニーズ等の現状を把握するには、チェックリストやアンケートを活用したり、社員からのヒアリングを行ったり、労働組合等の社員の要望を取りまとめる組織がある場合には、そうした組織との意見交換をする方法などがある。

### 1. 実態把握の方法

- ①チェックリストにより企業内の現状の把握
- ②全社的なアンケートやヒアリング
- ③社員意識調査や人事面談
- ④労働組合との意見交換 など



# II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

## STEP2 社員の仕事と不妊治療の両立に関する実態把握

### 2. 把握すべき項目

(1) チェックリストによる企業内の現状の把握

(2) 社員の状況の把握

- ①属性（性別、年齢、役職、雇用形態など）、②不妊治療の実態についての認識、  
③不妊治療の経験や予定の有無、④不妊治療と仕事との両立の認識、⑤仕事や職場の状況 など

#### 【社員用】不妊治療と仕事との両立に関するアンケート(例)

社員の皆さまへ

令和〇年〇月〇日

〇〇〇会社 人事労務担当課

このアンケート調査は、社員の皆さまの不妊治療と仕事との両立に関する意識、不妊治療を行う際に希望する制度や働き方などについてお伺いし、社内における環境整備を図るために実施するものです。ぜひご協力ください。

アンケートは匿名で回答いただきますので、回答内容について個人が特定されることはありません。

Q3,Q4以外は、全員お答えください。該当する項目の☒欄にチェックしてください。

|    |                                                                       |     |
|----|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| Q1 | 前ページのような不妊治療、仕事との両立の実態について知っていますか？                                    | ✓/欄 |
|    | ① 全て知っている                                                             |     |
|    | ② おおむね知っている                                                           |     |
|    | ③ ほとんど知らない                                                            |     |
|    | ④ 全く知らない                                                              |     |
| Q2 | あなたは、不妊治療を受けたことがありますか？                                                | ✓/欄 |
|    | ① ある → Q3へ                                                            |     |
|    | ② ない → Q5へ                                                            |     |
| Q3 | あなたは、現在も不妊治療を受けていますか？                                                 | ✓/欄 |
|    | ① 受けている → Q4へ                                                         |     |
|    | ② 受けていない → Q5へ                                                        |     |
| Q4 | あなたは、不妊治療を受けていることを会社で話したり、相談しましたか？<br>主に相談等をした方について教えてください。(いくつでも回答可) | ✓/欄 |
|    | ① 同じ職場の上司                                                             |     |
|    | ② 同じ職場の同僚                                                             |     |
|    | ③ 同じ職場の部下                                                             |     |
|    | ④ 同じ会社だが別の職場の先輩や同僚など                                                  |     |
|    | ⑤ 会社の人事労務の担当者                                                         |     |
|    | ⑥ 会社の労働組合                                                             |     |
|    | ⑦ 会社が提供する外部の相談窓口                                                      |     |
|    | ⑧ 会社で話したり、相談している人はいない                                                 |     |
|    | Q4回答者は → Q5へ                                                          |     |





## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入 STEP3 制度の設計・取組の決定

### 1. 制度の設計・取組の決定

取組企業の中には、不妊治療のための休暇（休職）制度を設けたり、治療費の補助や融資を行うなど独自の取組を行っている企業がある。

不妊治療の日数や時間は個々人で異なる。また、通院に時間を要する場合もある。

| 治療     | 月経周期ごとの通院日数目安                                             |                        |
|--------|-----------------------------------------------------------|------------------------|
|        | 女性                                                        | 男性                     |
| 一般不妊治療 | 診療時間1回1～2時間程度の通院:2日～6日                                    | 0～半日<br>※手術を伴う場合には1日必要 |
| 生殖補助医療 | 診療時間1回1～3時間程度の通院:4日～10日<br>+<br>診療時間1回当たり半日～1日程度の通院:1日～2日 | 0～半日<br>※手術を伴う場合には1日必要 |





# II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

## STEP3 制度の設計・取り組みの決定

### 2. 規定等の整備

労働基準法では就業規則の作成に際し、第89条第1号から第3号までに定められている事項（始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金、昇給、退職等に関する、いわゆる絶対的必要記載事項）について必ず記載しなければならないとしている。

例えば「不妊治療のための休暇制度」を導入する場合、

- ①付与要件（対象となる労働者の範囲等）
- ②取得に必要な手続き
- ③休暇期間について記載する必要がある。

また、この期間の賃金の支払いの有無や、支払われる場合は、

- ①その決定、計算及び支払い方法
- ②賃金の締切り及び支払時期について記載する必要がある。



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入 STEP3 制度の設計・取り組みの決定

(参考)企業独自の休暇の取得事由に不妊治療を含める場合の就業規則の規定例

第〇条 会社は社員が次の各号のいずれかの事由により休暇を請求したときは、1年につき〇日を限度に休暇を与える。

- ①配偶者の出産(出産当日前後各4週間以内)
- ②家族の看護(配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。)
- ③家族の疾病予防又は検診(配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。)
- ④子の学校行事への参加(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校)
- ⑤不妊治療

2 前項の休暇の合計日数のうち、〇日は出勤扱いとし、これを超える日数は公休扱いとする。



## II.仕事と不妊治療の両立支援制度導入

### STEP 4 運用

不妊治療を受けるために制度を利用する場合、社員本人からの申出が基本。  
本人からの申出が円滑に行われるよう、制度についての情報等を企業内の役員、管理職も含め全社員に周知することが重要。

#### 1. 制度等の周知と意識啓発

##### (1) 自社の方針の明確化と制度の周知

社員が制度を知らなかったために、制度を利用できずに退職せざるを得なかったというような不本意な事態が生じないためにも、不妊治療と仕事との両立を支援するという企業トップの方針やメッセージを伝えるとともに、制度についての情報を企業内の役員、管理職も含め全社員に周知することが必要。

##### (2) 社内意識の醸成

制度運用の要は、それを必要としている社員が気兼ねなく利用できること。不妊治療を行っている社員が、不妊治療と仕事を両立させるためには、職場の理解が必要。



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入 STEP 4 運用

### 1. 制度等の周知と意識啓発

#### (3) ハラスメントのない職場づくり

不妊治療をしていることにより嫌がらせなどを受けた場合、そうした職場環境は、不妊治療を受けている、または受けようとしている社員に働き続けることへの不安を感じさせたり、制度利用を躊躇させてしまう原因となる。

不妊治療を受ける人や不妊治療を受けることに対する直接的な嫌がらせや否定的な言動はもとより、からかう、軽々しく扱うといった振る舞いなどを慎むような周知も必要です。



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

### STEP 4 運用

#### 1. 制度等の周知と意識啓発

##### (4) プライバシーの保護

不妊や不妊治療に関することは、その社員のプライバシーに属することであり、プライバシーの保護に十分配慮する必要がある。

不妊治療に関し、本人から上司等が相談や休暇の申し出等を受けた場合には、相談内容の情報共有について、担当部署(人事部等)及び担当者(人事課長、係長等)のどの範囲まで共有するかということも本人に確認しておくことが必要です。本人の同意なく、他の同僚や顧客、取引先等に告げるようなことは起こらないようにしておく必要があります。

※不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することはパワハラに当たる可能性があります。



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入 STEP 4 運用

### 1. 制度等の周知と意識啓発

#### (5) 周知等すべき事項

- ① 不妊治療と仕事との両立支援についての自社の方針
  - ✓ 不妊や不妊治療についての知識
  - ✓ 不妊治療と仕事との両立支援の意義
  - ✓ 不妊治療と仕事との両立を応援しているということ
  - ✓ 不妊や不妊治療を理由とするハラスメントを許さないこと
  - ✓ プライバシーの保護
- ② 制度の内容、利用要件や適用範囲、申請方法、申請事項、申請時期など

#### (6) 周知方法

- ① 通達、社内報、パンフレット、ハンドブック、イントラネット
- ② 上司から部下への説明
- ③ 説明会、研修会、Eラーニング等の実施





# II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

## STEP 4 運用

### 2. 管理職や人事部の役割

#### (1) 相談対応

##### ① 相談対応のポイント

- ✓ 「社員の不妊治療と仕事との両立を支援する」という企業メッセージを伝える
- ✓ 現在の社員の実態を可能な範囲で把握する
- ✓ 不妊治療と仕事との両立に対してどのような課題を抱えているかを把握する
- ✓ 社員がどのような働き方をしたいかのニーズを把握する

##### ② 制度説明のポイント

- ✓ 自社の不妊治療のための休暇制度・両立支援制度の説明をする
- ✓ 制度を利用する場合の具体的な申請方法と申請のタイミングの説明をする

#### (2) 職場内の理解の醸成（社員から不妊治療を行っていることを職場にオープンにすることに了解を得ている場合）

- ✓ 不妊治療に限らず家庭の事情は全ての人に起こり得ることであることへの理解を深める
- ✓ 不妊治療を行っている者のカバーをしている社員の働き方や業務量の状況を把握し、必要であれば見直し、調整を行う





## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入 STEP5 取組実績の確認、見直し

### (1) 見直しにあたっての実態把握

見直しに際しては、制度や取組の活用実績の確認の他、ステップ2で実施したような、アンケート、社員へのヒアリング、社員や労働組合等との意見交換によって実態を把握する。

### (2) 見直しを行う際の確認すべきポイント

- ① 自社の制度の趣旨や内容が、社員に周知されているか
- ② 自社の制度の利用要件が分かりやすいか、利用手続きが煩雑ではないか
- ③ 自社の制度が社員のニーズに対応しているか



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

### 不妊治療と仕事との両立を支援するための各種制度や取組

#### (1) 不妊治療のために利用可能な休暇・休職制度 (2) 両立を支援する柔軟な働き方に資する制度

- |                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| ① 不妊治療に特化した休暇制度                  | ① フレックスタイム制   |
| ② 不妊治療に特化しないが、不妊治療も対象となる<br>休暇制度 | ② 時差出勤制度      |
| ③ 失効年次有給休暇の積立制度                  | ③ 短時間勤務制度     |
| ④ 半日単位・時間単位の年次有給休暇の取得制度          | ④ テレワーク       |
| ⑤ 不妊治療に特化した休職制度                  | ⑤ 再雇用制度       |
|                                  | ⑥ 所定外労働の制限・免除 |

#### (3) 不妊治療に係る費用の助成制度

- ① 不妊治療費に対する補助金制度
- ② 不妊治療費に対する貸付金制度
- ③ クーポンの配布等

#### (4) その他の不妊治療に関連する両立支援制度や取組

- ① 研修
- ② 啓発活動
- ③ 社員のニーズ調査の実施
- ④ 人事労務担当者、産業医等、産業保健スタッフに  
相談できる体制整備



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

### 不妊治療と仕事との両立を支援する上でのポイント

- (1) 男女とも同様に利用可能な制度とする
- (2) 非正規雇用労働者も対象にする
- (3) 社員のニーズを把握し、多様な制度を整備する
- (4) 「不妊治療」を前面に出さない方がよい場合もある
- (5) 不妊治療以外の施策とパッケージ化して導入する
- (6) 導入時には外部にも発信する
- (7) プライバシーの保護に配慮する
- (8) ハラスメントを防止する
- (9) 制度づくりと併せて職場風土づくりをする
- (10) 不妊治療と仕事との両立に係る認定の取得を目指す



# II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入

## 職場での配慮のポイント1. 上司（管理職）編

### （1）相談対応

#### ①相談対応のポイント

- ✓ 「労働者の不妊治療と仕事との両立を支援する」という企業メッセージを伝える
- ✓ 部下の不妊治療と仕事との両立の実態を可能な範囲で把握する
- ✓ 不妊治療と仕事との両立に対してどのような課題や必要なサポートがあるかを把握する
- ✓ 部下がどのような働き方をしたいかのニーズを把握する
- ✓ 部下の意思を十分に確認しないまま、または部下の意思に反して立ち入ることがないよう、また、知り得た不妊治療を含めた個人情報をも適正に管理するよう配慮する

#### ②制度説明のポイント

- ✓ 自社の休暇制度・両立支援制度等の説明をする
- ✓ 制度を利用する場合の具体的な申請方法と申請のタイミングの説明をする
- ✓ 人事労務担当部署及び担当者、産業医・産業保健スタッフに確認したいことがないか確認し、必要に応じて伝達する。または、直接相談できるように仲介する



## II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入 職場での配慮のポイント1. 上司（管理職）編

### （2）職場内の理解の醸成、業務体制の整備

- ✓ 上司自らが、不妊治療に限らず家庭の事情は全ての人に起こり得ることであることへの理解を深めるとともに、社員一人ひとりが理解を深めることができるよう取り組む
- ✓ 不妊治療を行っている者のカバーをしている社員の働き方や業務量の状況を把握し、必要であれば業務体制、業務分担等の見直し、調整を行う
- ✓ 不妊治療を行う労働者においても、上司、同僚との円滑なコミュニケーションを図りながら、自身の制度の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つよう示唆する

## 職場での配慮のポイント2. 同僚編

- ✓ 通院のための休暇の取得等に当たり、配慮が必要になる場合があることを理解する
- ✓ 本人の意思に反して、不妊治療を受けていることを他の同僚等に知らせたり、同僚間で詮索したりすることのないようにする
- ✓ 不妊治療を含む妊娠・出産等に関する否定的な言動が、ハラスメントの発生の原因・背景になり得ること等に留意する（否定的ではなくても、症状や治療の内容、結果等について、むやみに聞き出そうとしたりしない）
- ✓ 自分も過去に誰かにサポートしてもらったり、将来的にサポートしてもらうことが起こり得ることを理解して、お互い様の気持ちを持つ



## 参考情報

- 厚生労働省ホームページに「不妊治療と仕事との両立のために」事業主、労働者に対して様々な情報を発信しています。



不妊治療と仕事との両立のために | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

- 都道府県労働局  
不妊治療と仕事の両立等に関わる労働条件や労働問題に対する問い合わせ先としては以下の機関があります。

| 名称                              | 相談できること                                                                                                           | 相談時間                                                         | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都道府県労働局<br>雇用環境・均等部(室)          | (1)性別を理由とする差別、(2)妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い、(3)セクシュアルハラスメント、(4)妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、(5)育児・介護休業について相談を受け付けています。 | 月～金<br>(祝祭日、年末年始除く)<br>8:30～17:15                            | <a href="https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a><br>   |
| 都道府県労働局・<br>監督署等の総合労働<br>相談コーナー | 解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、パワーハラスメント、いじめ・嫌がらせなど、あらゆる労働問題に関する相談を受け付けています。                                  | 月～金<br>(祝祭日、年末年始除く)<br>8:30～17:15<br>(コーナーによって時間が異なる場合があります) | <a href="https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kai ketu/soudan.html">https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kai ketu/soudan.html</a><br> |





# 参考情報

## 仕事と不妊治療との両立に役立つ情報

両立支援に役立つ制度や取組について、以下のようなサイトがありますので、ご参照下さい。

| サイト名                     | 内 容                                                                                                                      | アドレス                                                                                                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 働き方・<br>休み方改善<br>ポータルサイト | 「働き方・休み方改善指標」を活用した自己診断ツールや、企業の取組事例など、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。不妊治療に係る特別休暇制度の企業事例を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。 | <a href="https://work-holiday.mhlw.go.jp/">https://work-holiday.mhlw.go.jp/</a>              |
| テレワーク総合<br>ポータルサイト       | テレワークに関する相談窓口、助成金など導入に当たって利用できる制度、テレワークに関連する資料などテレワークに関連する情報を一元化したポータルサイトです。                                             | <a href="https://telework.mhlw.go.jp/">https://telework.mhlw.go.jp/</a>                      |
| 多様な働き方の<br>実現応援サイト       | パートタイム・有期雇用労働者の皆様やその事業主の皆様への支援に関する情報や、短時間正社員制度などの「多様な正社員」制度についての情報を提供するサイトです。                                            | <a href="https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/">https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/</a>           |
| あかるい職場<br>応援団            | 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の予防・解決に向けた 情報提供のためのポータルサイトです。                                                                  | <a href="https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/">https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/</a>  |
| 両立支援のひろば                 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画や認定制度の概要、各企業の行動計画の内容や認定の状況等を確認することができるサイトです。                                                    | <a href="https://ryouritsu.mhlw.go.jp/">https://ryouritsu.mhlw.go.jp/</a>                  |



# 参考情報

## 不妊治療連絡カード

### 不妊治療連絡カード

事業主様

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_

---

医師の連絡事項

(該当する事項に○を付けてください。)

下記の者は、  
☐ 現在、不妊治療を実施しています。  
 または、  
☐ 不妊治療の実施を予定しています。

【連絡事項】

|               |  |
|---------------|--|
| 不妊治療の実施(予定)時期 |  |
| 特に配慮が必要な事項    |  |
| その他           |  |

---

不妊治療と仕事との両立に係る申請書

上記のとおり、主治医等の連絡事項に基づき申請します。

事業主様

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 不妊治療連絡カードの記載例

(記載例①)

【連絡事項】

|               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 不妊治療の実施(予定)時期 | 令和〇年〇月〇日                             |
| 特に配慮が必要な事項    | 毎週治療日には、2時間の勤務時間の短縮が必要であり、配慮をお願いします。 |
| その他           |                                      |

(記載例②)

【連絡事項】

|               |                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 不妊治療の実施(予定)時期 | 令和〇年〇月〇日                                                      |
| 特に配慮が必要な事項    | 当該治療日には、午前中の休憩が必要。休憩により午後も作業(休憩)が必要。なお、治療日には、変更または日数増の可能性がある。 |
| その他           |                                                               |

(記載例③)

【連絡事項】

|               |                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 不妊治療の実施(予定)時期 | 令和〇年〇月〇日～〇月〇日(2週間)                                                  |
| 特に配慮が必要な事項    | 当該治療期間において、1回2時間程度の通院5～6日及び1回1日程度の通院1～2日が必要。なお、治療日には、治療の前日に決まるともある。 |
| その他           |                                                                     |

### 不妊治療連絡カードの活用方法

具体的な活用方法は次のとおりです。

- 労働者は、不妊治療のため主治医等を受診し、療養や治療を受けます。
- 主治医等から、不妊治療の実施(予定)時期、治療を受けるために特に配慮が必要な事項、その他の事項を記入してもらいます。
- 労働者は、不妊治療連絡カードを事業主に提出して、勤務する企業において導入されている休職制度・両立支援制度の利用を申請します。
- 企業は、不妊治療連絡カードの記入内容に基づき、働きながら不妊治療を受ける労働者への制度の利用を定することや必要な対応を行ってください。  
また、労働者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、不妊治療と仕事との両立について企業に相談したり、実際に社内制度を利用したりすることにより、不妊治療の負担やハラスメントを減らすことがないよう配慮をお願いします。

主治医等 ← 受診・治療 (1) 労働者 → カードの記入 (2) 労働者 → カードの提出 (3) 企業(事業主) ← カードの記入内容に基づき制度の利用申請等への対応 (4)

不妊治療連絡カードを企業に提出する際は、企業にカードについて理解していただくために、以下に紹介するマニュアル、ハンドブックを合わせて提出することもあります。

**不妊治療連絡カードの入手方法**

次の様式をコピーして活用するほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyokukintou/pamphlet/dl/30b.pdf>

**参考資料**

事業主、人事部門向け「不妊治療を受ける労働者に対する働き方支援のためのマニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyokukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

上司、同僚の皆さん向け「不妊治療と仕事の両立をサポートハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyokukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>



# 仕事と不妊治療の両立支援相談・情報入手先

## ◎厚生労働省ホームページ（厚生労働省雇用環境・均等局）

「不妊治療と仕事との両立のために」

- ・くるみんプラス認定、助成金、導入マニュアル、ハンドブック、不妊治療連絡カードなどの詳細が掲載されています
- ・過去に実施したシンポジウム、セミナーなどを視聴することができます

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

## ◎都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- ・「認定を受けたい」、「助成金を申請したい」、「不妊治療に活用できる制度を導入したい」などの事業主からの相談や「職場に不妊治療との両立のための配慮をしてもらえない」、「不妊治療で休みが多いことを理由に退職をせまられている」といった事業主とのトラブルでお悩みの労働者からの相談を受けています

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

## ◎性と健康の相談センター

- ・各都道府県などに設置された性と健康の相談センター窓口で、不妊症や不育症に関する医学的・専門的な相談や、経験者によるピアサポート活動などの支援を行っています。  
開設時間などは、地域によって異なりますので、ご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/seitokenkogaiyo/>



主催

彩の国  埼玉県

